

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に関する主な論点

【検討の背景・趣旨】

○ 我が国において人口減少や少子高齢化等が進む中で、雇用環境・生活環境や家族及び地域社会が変化してきたことに加え、長引く物価高騰等の影響により、孤独・孤立の問題が深刻化・顕在化している。また、新型コロナウイルス感染拡大は、孤独・孤立の問題を顕在化又は一層深刻化させる契機ではあったものの、孤独・孤立の問題は我が国の社会に内在しているものであるため、新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、政府として必要な施策を不断に検討した上で着実に実施することが必要である。

こうした孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものであり、長期化する場合もある。また、孤独・孤立の原因や背景事情が多岐にわたり、分野横断的な支援を要する場合が多いとされている。

○ 令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下「推進法」という。）により、国及び地方における孤独・孤立対策は、法の根拠に基づき、安定的・継続的に実施されることとなったところ。政府の孤独・孤立対策は、推進法及び「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定。以下「重点計画」という。）に基づき、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、

- ・ 基本理念：「孤独・孤立双方への社会全体での対応（推進法第2条第1項関係）」、「当事者等の立場に立った施策の推進（推進法第2条第2項関係）」、「社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進（推進法第2条第3項関係）」
- ・ 基本方針：「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」、「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」、「見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う」、「孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する」

の下で、各府省庁の施策の実施を通じて総合的に対策を推進してきた。

○ また、推進法の施行を機に「特に重点を置いて取り組むべき事項」として、「地方公共団体及びNPO等への支援」、「孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化」、「重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進」を挙げ、こうした課題への取組を通じて、対策の一層の強化・深化を図っていくこととしている。

○ 令和3年度から令和5年度までにおける孤独・孤立の実態把握に関する全国調査結果（以下「実態調査結果」という。）により、孤独の状況（孤独感が高い人の割合が高い年代、孤独感が高い人の状態、孤独感に至る前に過去に経験した出来事等）や、社会的孤立の状況（社会的交流、社会参加、社会的サポート（行政機関やNPO等からの支援、他者への手助け））が明らかになった。

- 重点計画では、「地方公共団体、孤独・孤立対策地域協議会、関係機関等の意見を継続して聴きながら、必要に応じて、重点計画全般の見直しの検討を行う。また、これらを行う際には、有識者における審議等を行うこととする。「Ⅲ. 具体的施策」については、原則として、毎年度、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を行うとともに、関係府省庁の取組内容に応じて追加・修正等の改正を行うこととする。」とされている。

また、「骨太方針 2024」では、「孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援、NPO等の諸活動への継続的な支援、支援の担い手やつながりサポーターの育成、予防の観点から緩やかなつながりを築ける居場所づくり、人と人とのつながりを生むための分野横断的な連携の促進などの取組を着実に推進する。」とされている。

- 重点計画については、令和6年6月に法に基づく計画が策定されたところであり、孤独・孤立対策の安定的・継続的な実施の観点から、重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」等について、以下の点を検討してはどうか。

【主な論点】

① 今後必要な施策の検討について

- 重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」について、
 - ・地方公共団体やNPO等への支援を着実に実行する観点から、今後必要と考えられる施策について
 - ・孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化の観点から、今後必要と考えられる施策について

- 重点計画の「基本方針」(※)に関する各施策について、孤独・孤立対策の安定的・継続的な実施の観点から、今後必要と考えられる施策について

(※) 孤独・孤立対策の基本方針

- ・ 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
- ・ 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。
- ・ 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う。
- ・ 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する。

② その他、孤独・孤立対策の視点から個別に議論すべきと考えられる事項について

例えば、

○分野横断的な多機関連携について

- ・ 様々な悩みを抱えた複雑なケースが増加する中で、教育と福祉分野の連携、福祉と労働分野の連携といった分野を超えた多様な機関による連携が重要になると考えられるが、孤独・孤立対策の視点から今後必要と考えられる施策について

○幅広い世代への社会参加・活躍支援等について

- ・ 令和7年度から、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」において、就職氷河期世代を含む中高年層をはじめとする幅広い世代に対し、地方自治体が個々人の状況に合わせて行う社会参加や就労支援等を後押しすることとしているが、孤独・孤立対策の視点から今後必要と考えられる施策について

○単身高齢者等の孤独・孤立の予防に関する取組について

- ・ 今後、単身高齢者等の増加が懸念される中、高齢者等の孤独・孤立の予防の観点から必要と考えられる施策について